

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p><del>四の二 「地上一般放送」とは、一般放送であつて、衛星一般放送及び有線一般放送以外のものをいう。</del></p> <p>五〜十四 (略)</p> <p>(緊急警報信号の使用)</p> <p>第八十二条 <del>認定基幹放送事業者及び一般放送事業者（地上一般放送の業務を行う者に限る。次項において同じ。）は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送をすることができる。</del></p> <p>表 (略)</p> <p>2 <del>認定基幹放送事業者及び一般放送事業者は、前項に規定する緊急警報信号を前置して放送をしたときは、速やかに終了信号を送らなければならない。</del></p> <p>3 (略)</p> <p><del>(届出一般放送の種類)</del></p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>一〜四 (同上)</p> <p>五〜十四 (同上)</p> <p>(緊急警報信号の使用)</p> <p>第八十二条 認定基幹放送事業者は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送をすることができる。</p> <p>表 (同上)</p> <p>2 認定基幹放送事業者は、前項に規定する緊急警報信号を前置して放送をしたときは、速やかに終了信号を送らなければならない。</p> <p>3 (同上)</p> <p><del>(届出一般放送の種類)</del></p>

第四百二十二条 法第百三十三条第一項第二号の総務省令で定める一般放送の種類は、次のとおりとする。

一 有線一般放送

イ テレビジョン放送

ロ ラジオ放送

(1) 共同聴取業務（一区域内において公衆によつて直接受信されることを目的として、ラジオ放送（その多重放送を含む。）を受信し、これを有線電気通信設備によつて再放送をすることをいう。以下同じ。）

(2) 告知放送業務（一区域内において公衆によつて直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によつて放送をすることをいう。以下同じ。）

ハ その他

二 地上一般放送（エリア放送（一の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。第百六十一条及び第百六十二条を除き、以下同じ。）の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。）のうち、特定の狭小な区域における需要に応えるための放送をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）

イ テレビジョン放送

ロ その他

（指定に係る区域）

第六十条 （略）

第四百二十二条 法第百三十三条第一項第二号の総務省令で定める一般放送の種類は、次のとおりとする。

有線一般放送

イ テレビジョン放送

ロ ラジオ放送

(1) 共同聴取業務（一区域内において公衆によつて直接受信されることを目的として、ラジオ放送（その多重放送を含む。）を受信し、これを有線電気通信設備によつて再放送をすることをいう。以下同じ。）

(2) 告知放送業務（一区域内において公衆によつて直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によつて放送をすることをいう。以下同じ。）

ハ その他

（指定に係る区域）

第六十条 （同上）

一 (略)

一 受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域において設置されるテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務再放送を行う場合 当該受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域及び当該受信障害区域

三 (略)

2 (略)

(受信契約者数の記録の提出)

第六十九條 一般放送事業者(衛星一般放送を行う者及び地上一般放送を行う者にあつては、有料放送事業者に限る。)は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの期間中における受信契約者数を簡明に記載した記録を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は記録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

(有料放送事業者の数)

第七十六條 法第五十二条第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)

一 (同上)

一 受信障害区域の属する市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。以下この条において同じ。)に隣接する市町村の区域において設置されるテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務再放送を行う場合 当該受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域及び当該受信障害区域

三 (同上)

2 (同上)

(受信契約者数の記録の提出)

第六十九條 一般放送事業者は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの期間中における受信契約者数を簡明に記載した記録を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は記録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

(有料放送事業者の数)

第七十六條 (同上)

一・二 (同上)

三 地上一般放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う場合 十

(適用除外)

第二百十四条 法第七十六条第一項に規定する放送は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 臨時かつ一時の目的(一箇月以内の目的をいう。)のために行われる一般放送

四～八 (略)

2 (略)

別表第五号(第六十条関係)

一～九 (略)

(注)

一～十一 (略)

十二 この表において、「コミュニティ放送」とは、一の市町村の一部の区域(当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とし、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ、当該隣接する区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、その区域を併せた区域とする。)における需要に応えるための放送をいう。

(適用除外)

第二百十四条 (同上)

一・二 (同上)

三 臨時かつ一時の目的のために行われる一般放送

四～八 (同上)

2 (同上)

別表第五号(第六十条関係)

一～九 (同上)

(注)

一～十一 (同上)

十二 この表において、「コミュニティ放送」とは、一の市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九に規定する指定都市にあつては区とする。以下同じ。)の一部の区域(当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とし、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ、当該隣接する区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、その区域を併せた区域とする。)における需要に応えるための放送をいう。

十川〜十長 (監)

別表第三十一号 (第 134 条関係)

登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体に  
あつては、名称  
及び代表者の氏  
名。記名押印又  
は署名)

電話番号

放送法第 126 条第 1 項の規定により総務大臣の登録を受けたいので、  
同条第 2 項の規定により申請します。

表 (略)

注 1～注 6 (略)

別紙 1 (別表第三十一号関係) (略)

別紙 2 (別表第三十一号関係)

1 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項

(1)～(5) (略)

(6) (略)

十川〜十長 (監)

別表第三十一号 (第 134 条関係)

登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体に  
あつては、名称  
及び代表者の氏  
名。記名押印又  
は署名)

電話番号

(同上)

表 (同上)

注 1～注 6 (同上)

別紙 1 (別表第三十一号関係) (同上)

別紙 2 (別表第三十一号関係)

1 (同上)

(1)～(5) (同上)

(6) (同上)

ヘッド エンド	光送信機	種類	波長	変調方式	出力	台数
			nm		dBm	
	(略)					
(7) (略)						
中継増幅器	(略)					
	光電変換増幅器	種類	定格光入力レベル	定格出力レベル		台数
			dBm	dB $\mu$		
(略)						
(9)～(21) (略)						

注1 (略)

注2 (1)の幹線の欄は、「地図に記載のとおり」と記載し、地図(市町村の区域を明示したものとする。)にその設置場所を記載すること。

注3～注20 (略)

注21 (6)の連絡線及び(15)の線路の欄には、線路の一部に無線装置を使用するものについて、線種の欄に、例えば、「23GHz 無線装置」と記載し、こう長の欄に、無線区間の

ヘッド エンド	光送信機	種類	波長	変調方式	出力	台数
			Nm		dBm	
	(同上)					
(7) (同上)						
中継増幅器	(同上)					
	光電変換増幅器	種類	定格光入力レベル	定格光出力レベル		台数
			dBm	dB $\mu$		
(同上)						
(9)～(21) (同上)						

注1 (同上)

注2 (1)の幹線の欄は、「地図に記載のとおり」と記載し、地図(市町村(特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区を含む。))の区域を明示したものとする。)にその設置場所を記載すること。

注3～注20 (同上)

注21 (6)の連絡線及び(13)の線路の欄には、線路の一部に無線装置を使用するものについて、線種の欄に、例えば、「23GHz 無線装置」と記載し、こう長の欄に、無線区間の

距離を記載すること。

注 22～注 38 (略)

注 39 (18)の欄は、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備が第 5 章第 2 節第 1 款第 2 目に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付け、第 151 条から第 153 条まで並びに第 154 条において準用する第 105 条から第 107 条まで、第 109 条、第 111 条、第 112 条及び第 114 条の各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。

ア～オ (略)

カ 第 154 条において準用する第 109 条に規定する停電対策に関する説明書

キ～サ (略)

注 40・注 41 (略)

2 (略)

3 設備と工作物又は道路等との関係

(1) 電線等との 距離 隔 距	設備		架空電線の支持物	単独柱の架空電線	共架柱の架空電線	屋内電線	地中電線	備考
	付近の工作物							
	電線			m	m			
強電 流電 線	低圧	m	( )	( )	( )	m	m	
	高圧							

距離を記載すること。

注22～注38 (同上)

注39 (18)の欄は、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備が第 5 章第 2 節第 1 款第 2 目に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付け、第151条から第153条まで並びに第154条において準用する第105条から第107条まで、第109条第1項、第111条、第112条及び第114条の各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。

ア～オ (同上)

カ 第154条において準用する第109条第1項に規定する停電対策に関する説明書

キ～サ (同上)

注40・注41 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

(1) 電線等との 距離 隔 距	設備		架空電線の支持物	単独柱の架空電線	共架柱の架空電線	屋内電線	地中電線	備考
	付近の工作物							
	電線			m	m			
強電 流電 線	低圧	m	( )	( )	( )	m	m	
	高圧							

離		( )	( )	( )			
	特別 高圧	( )	( )	( )			
	建造物						

(2)・(3) (略)

注1～注9 (略)  
4 (略)

別表第三十七号 (第139条関係)

登録一般放送に係る軽微な変更
(略)
「3(1)電線等の離隔距離」に記載された事項
(略)

別表第四十の一号 (第141条関係)

有線一般放送業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
住所  
(ふりがな)  
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又

離		( )	( )	( )			
	特別 高圧	( )	( )	( )			
	建造物						

(2)・(3) (同上)

注1～注9 (同上)  
4 (同上)

別表第三十七号 (第139条関係)

登録一般放送に係る軽微な変更
(同上)
「3(1)電線等の隔離距離」に記載された事項
(同上)

別表第四十号 (第141条関係)

一般放送業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
住所  
(ふりがな)  
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又



は署名)

電 話 番 号

有線一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

表 (略)

注1 (略)

注2 一般放送の種類欄には、第142条に掲げる一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

一般放送の種類	<u>テレビジョン放送</u>
	<u>ラジオ放送－告知放送業務</u>

注3～注6 (略)

注7 業務区域欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、有線一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

注8～注11 (略)

別表第四十の二号 (第141条関係)

地上一般放送業務開始届出書

年 月 日

は署名)

電 話 番 号

一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

表 (同上)

注1 資本の額の欄には、株式会社の場合は、発行済の株式の額にその株式数を乗じたものを記載するものとし、その他の法人の場合には、これに準じたものを記載すること

注2 (同上)

注3 (同上)

(記載例)

一般放送の種類	<u>有線一般放送－テレビジョン放送</u>
	<u>有線一般放送－ラジオ放送－告知放送業務</u>

注4～注7 (同上)

注8 業務区域欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

注9～注12 (同上)

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体に

あつては、名称

及び代表者の氏

名。記名押印又

は署名)

電話番号

地上一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

届出者	業務を執行する役員の氏名	
一般放送の種類		
一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要		
使用する周波数		
業務区域		
放送	放送番組の編集の基準	放送時間

番組に関する事項	1日当たり		時間
	主たる放送事項		
業務開始の予定期日		業務開始時の受信契約者の見込数	

注1 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は、団体の規約を添付すること。

注2 一般放送の種類の欄には、第142条に掲げる一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

<u>一般放送の種類</u>	<u>エリア放送—テレビジョン放送</u>
----------------	-----------------------

注3 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄には、「別紙に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から地上一般放送局（電波法施行規則第4条第1項第3号の3に規定する地上一般放送局をいう。）の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記した概要図

を添付すること。

注4 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

注5 放送番組の編集の基準の欄には、放送番組の編集の基準があるときは、これを記載し、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。

注6 主たる放送事項の欄には、次のように記載すること。  
(記載例)

観光情報 (観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内等)

生活情報 (道路交通情報、病院の案内、天気予報等)

イベント情報 (各種行事の案内等)

災害情報 (地震その他の災害に関する情報、被災状況等)

行政情報 (市町村議会情報、市町村広報等)

注7 他の放送事業者の放送の再放送を行う場合には、主たる放送事項の欄にその旨を記載し、同意書の写しを添付すること。

注8 業務開始時の受信契約者の見込数の欄には、有料放送を行う場合に限り受信契約者の見込数を記載すること。

注9 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注10 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

有線  
地上 一般放送業務開始届出書記載事項変更届

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体に  
あつては、名称  
及び代表者の氏  
名。記名押印又  
は署名)

電話番号

年 月 日付けの 有線  
地上 一般放送業務開始届出書の記載事  
項の一部を次のとおり変更するので、放送法第133条第2項の規定に  
より届け出ます。

表 (略)

注1 有線又は地上のいずれかの不要の文字を抹消すること。

注2～注5 (略)

別表第五十一号 (第166条関係)

裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

一般放送業務開始届出書記載事項変更届

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体に  
あつては、名称  
及び代表者の氏  
名。記名押印又  
は署名)

電話番号

年 月 日付けの 一般放送業務開始届出書の記載事項の一  
部を次のとおり変更するので、放送法第133条第2項の規定により届  
け出ます。

表 (同上)

注1～注4 (同上)

別表第五十一号 (第166条関係)

裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所  
(ふりがな)  
氏 名 (法人又は団体に  
あつては、名称  
及び代表者の氏  
名。記名押印又  
は署名)

電 話 番 号

再放送同意について協議が<sup>注1</sup>不調のため、放送法第 144 条第 1 項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。

記

- 1 (略)
- 2 申請に係る再放送の概要
  - (1) (略)
  - (2) 再放送を行おうとする区域
  - (3)・(4) (略)
- 3・4 (略)
- 注1 (略)

注2 「申請に係る再放送の概要」については、例えば、「再放送しようとするテレビジョン放送」は「(何)社(何)テレビジョン放送局の放送」のように、「再放送を行おうとする区域」は「(何)県(何)市」、「(何)県(何)郡(何)町」のように、「再放送の実施の方法」は、同時再放送のみを行う場合にあつては「同時再放送」と、それ以外の場合に

住 所  
(ふりがな)  
氏 名 (法人又は団体に  
あつては、名称  
及び代表者の氏  
名。記名押印又  
は署名)

電 話 番 号

(同上)

記

- 1 (同上)
- 2 (同上)
  - (1) (同上)
  - (2) 再放送の義務を行おうとする区域
  - (3)・(4) (同上)
- 3・4 (同上)
- 注1 (同上)

注2 「申請に係る再放送の概要」については、例えば、「再放送しようとするテレビジョン放送」は「(何)社(何)テレビジョン放送局の放送」のように、「再放送の義務を行おうとする区域」は「(何)県(何)市」、「(何)県(何)郡(何)町」のように、「再放送の実施の方法」は、同時再放送のみを行う場合にあつては「同時再放送」と、それ以外の場合に

あつてはその具体的方法を記載すること。

注3～5 (略)

別表第五十五号 (第177条第2項及び第179条第2項関係)

(略)		
有料放送管理業務に係る有料放送事業者に関する事項	(略)	
	<u>有料放送管理業務に係る有線一般放送を行う有料放送事業者の数</u>	
	<u>有料放送管理業務に係る地上一般放送を行う有料放送事業者の数</u>	

注1～注3 (略)

附 則

この通令は、平成十四年四月一日から施行する。

場合にあつてはその具体的方法を記載すること。

注3～5 (同上)

別表第五十五号 (第177条第2項及び第179条第2項関係)

(同上)		
有料放送管理業務に係る有料放送事業者に関する事項	(同上)	
	<u>有料放送管理業務に係る有線一般放送を行う有料放送事業者の数</u>	

注1～注3 (同上)

改 正 案	現 行
<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。</p> <p>一・一の二（略）</p> <p>一 「電気通信業務用無線局」とは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局（<u>地上一般放送局を除き、対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）</u>に開設するものにあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）をいう。</p> <p>三〇五（略）</p> <p><u>（地上一般放送局）</u></p> <p><u>第六条の四 自己の地上一般放送の業務に用いる地上一般放送局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</u></p> <p><u>一 その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。</u></p> <p><u>二 その局を開設する目的、通信の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず、かつ、公共の福祉を害しないものであること。</u></p> <p><u>三 その局を運用することがその局を使用する事業又は業務の遂行のために必要であつて、かつ、それにより公共の福祉を増進する</u></p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>一・一の二（略）</p> <p>一 「電気通信業務用無線局」とは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局（<u>対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）</u>）に開設するものにあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）をいう。</p> <p>三〇五（同上）</p>



ことができること。

四 通信の相手方及び通信事項は、その局を使用する事業又は業務の遂行上必要なものであること。

五 その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。

六 その局を開設する目的を達成するためには、その局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。

第六条の五 地上一般放送局であつて、その局の免許人以外の者が行う地上一般放送の業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

一 前条第二号から第六号までに掲げる条件を満たすものであること。

二 その局を開設することによつて提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。

三 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。ただし、エリア放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第四百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。）を行うものを除く。

#### 附 則

この省令は、平成二十四年四月二日から施行する。

改正案	現行
<p>（無線局の種別及び定義）</p> <p>第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。</p> <p>一 一 三の二 （略）</p> <p><u>三の三 地上一般放送局 地上一般放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第四号の二に規定する地上一般放送をいう。以下同じ。）を行う無線局であつて、地上一般放送を行う実用化試験局以外のものをいう。</u></p> <p>四 一 二十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（無線局の種別及び定義）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>一 一 三の二 （同上）</p> <p>四 一 二十九 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>
<p>（空中線電力の表示）</p> <p>第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。</p> <p>表（略）</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。</p> <p>一 デジタル放送（F七W電波及びG七W電波を使用するものを除く。）を行う地上基幹放送局（地上基幹放送試験局及び基幹</p>	<p>（空中線電力の表示）</p> <p>第四条の四 （同上）</p> <p>表（同上）</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。</p> <p>一 デジタル放送（F七W電波及びG七W電波を使用するものを除く。）を行う地上基幹放送局（地上基幹放送試験局及び基幹</p>

放送を行う実用化試験局を含む。)及び地上一般放送局(地上一般放送を行う実用化試験局を含む。)並びに設備規則第三十七条の二十七の二十一に規定する番組素材中継を行う無線局及び同令第三十七条の二十七の二十二に規定する放送番組中継を行う固定局(いずれもG七W電波を使用するものを除く。)の送信設備

二〇五 (略)

3 (略)

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)

第六条の四 法第六条第七項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

一〇六 (略)

七 コミュニティ放送(放送法施行規則別表第五号(注)十二のコミュニティ放送をいう。以下同じ。)を行う基幹放送局

八〇十一 (略)

(免許等の有効期間)

第七条 法第十三条第一項の総務省令で定める免許の有効期間は、次の各号に掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

二の二 地上一般放送局(エリア放送(放送法施行規則第四百四十一条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。))を行う

放送を行う実用化試験局を含む。)並びに設備規則第三十七条の二十七の二十一に規定する番組素材中継を行う無線局及び同令第三十七条の二十七の二十二に規定する放送番組中継を行う固定局(いずれもG七W電波を使用するものを除く。)の送信設備

二〇五 (同上)

3 (同上)

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)

第六条の四 (同上)

一〇六 (同上)

七 コミュニティ放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)別表第五号(注)十二のコミュニティ放送をいう。以下同じ。)を行う基幹放送局

八〇十一 (同上)

(免許等の有効期間)

第七条 (同上)

一・二 (同上)

ものに限る。) 一年

三〇七 (略)

第八条 前三条の規定は、同一の種別（地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。）とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区分別とする。）に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局にあつては、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日（以下この項において「一定日」という。））に免許等（法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。）をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、前三条の規定にかかわらず、当該一定の時期（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日）に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる無線局には適用しない。

一・二 (略)

二の二 地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）

三〇十四 (略)

三〇七 (同上)

第八条 (同上)

2 (同上)

一・二 (同上)

三〇十四 (同上)

(公表する免許状等記載事項)

第十一条 法第二十五条第一項の規定により、免許状等（法第二十五条第一項に規定する免許状等をいう。以下同じ。）に記載された事項のうち総務大臣が公表するものは、次の各号に定める事項以外のものとする。

一 一 三 (略)

2 (略)

3 (略)

一 一 三 (略)

四 放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者が、一般放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの（前号に該当するもの、エリア放送の業務を行う者が開設するもの及び有線電気通信設備を用いてラジオ放送の業務を行う者が開設するものを除く。）

4 (略)

(請求の単位)

第十一条の二の五 混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一 一 三 (略)

三の二 地上一般放送局

四 一 二五 (略)

(公表する免許状等記載事項)

第十一条 (同上)

一 一 三 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

一 一 三 (同上)

四 放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者が、一般放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの（前号に該当するもの及び有線電気通信設備を用いてラジオ放送の業務を行う者が開設するものを除く。）

4 (同上)

(請求の単位)

第十一条の二の五 (同上)

一 一 三 (同上)

四 一 二五 (同上)

2・3 (略)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

三の二 地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）

四〜二十四 (略)

(電波の発射の防止)

第四十二条の二 法第七十八条の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該無線設備のうち、設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲又は常置場所）、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであつて総務大臣が別に告示するものについては、同表の下段に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無線設備	必要な措置
一 (略)	(略)
二 固定局、基幹放送局及び地上一般放送局の無線設備	(略)
三〜五 (略)	(略)

(同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる

2・3 (同上)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 (同上)

一〜三 (同上)

四〜二十四 (同上)

(電波の発射の防止)

第四十二条の二 (同上)

無線設備	必要な措置
一 (同上)	(同上)
二 基幹放送局及び固定局の無線設備	(同上)
三〜五 (同上)	(同上)

(同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる

無線局)

第五十一条の九の六 法別表第六備考第十号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

一 二 (略)

三 法別表第六の九の項に掲げる無線局のうち、エリア放送を行うもの

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一 (略)

(1) 固定局、地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。)、陸上局、移動局、無線測位局、V S A T地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局、非常局、アマチュア局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局及び特別業務の局

(2) (略)

二 八 (略)

三 四 (略)

(書類の提出)

第五十二条 (略)

二 四 (略)

無線局)

第五十一条の九の六 (同上)

一 二 (同上)

(権限の委任)

第五十一条の十五 (同上)

一 (同上)

(1) 固定局、陸上局、移動局、無線測位局、V S A T地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局、非常局、アマチュア局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局及び特別業務の局

(2) (同上)

二 八 (同上)

三 四 (同上)

(書類の提出)

第五十二条 (同上)

二 四 (同上)

5) エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いについては、総務大臣が別に告示するところによる。

(電子申請等の場合の添付書類等の提出)

第五十二条の三 (略)

2・3 (略)

4) エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いについては、前三項の規定によるほか、総務大臣が別に告示するところによる。

別表第二号の二の二 (第11条の2の3関係)

無線局の種別	情報提供項目
1～4 (略)	(略)
5 <u>地上一般放送局</u> 、 気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局 (9の項及び10の項に掲げる無線局を除く。)	(略)
6～10 (略)	(略)

(電子申請等の場合の添付書類等の提出)

第五十二条の三 (同上)

2・3 (同上)

別表第二号の二の二 (第11条の2の3関係)

無線局の種別	情報提供項目
1～4 (同上)	(同上)
5 <u>気象援助局</u> 、標準周波数局、特別業務の局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局 (9の項及び10の項に掲げる無線局を除く。)	(同上)
6～10 (同上)	(同上)



注1・2 (略)

別表第二号の二の四 (第11条の2の4第2項関係)

無線局情報提供請求書 (略)

注1・2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (3)の無線局の種別は、第11条の2の5に掲げる無線局の種別を、次の表に掲げる記号により記載すること。

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
固定局	<u>F X</u>	無線呼出局	<u>R P</u>	宇宙局	<u>M E</u>
特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局	<u>B B</u>	陸上移動中継局	<u>F B R</u>	衛星基幹放送局	<u>E V</u>
特定地上基幹放送局	<u>B C</u>	陸上移動局	<u>M L</u>	衛星基幹放送試験局	<u>E B E</u>
特定地上基幹放送試験局以外の地上	<u>B D</u>	無線航行陸上局	<u>R L</u>	人工衛星局	<u>E K T</u>

注1・2 (同上)

別表第二号の二の四 (第11条の2の4第2項関係)

無線局情報提供請求書 (同上)

注1・2 (同上)

3 (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
固定局	<u>F X</u>	陸上移動中継局	<u>F B R</u>	宇宙局	<u>M E</u>
特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局	<u>B B</u>	陸上移動局	<u>M L</u>	衛星基幹放送局	<u>E V</u>
特定地上基幹放送局	<u>B C</u>	無線航行陸上局	<u>R L</u>	衛星基幹放送試験局	<u>E B E</u>
特定地上基幹放送試験局以外の地上	<u>B D</u>	無線標定陸上局	<u>L R</u>	人工衛星局	<u>E K T</u>

<u>基幹放送試験局</u>					
<u>特定地上基幹放送試験局</u>	<u>B E</u>	<u>無線標定陸上局</u>	<u>L R</u>	<u>実験試験局</u>	<u>E X</u>
<u>地上一般放送局</u>	<u>B G</u>	<u>無線標識局</u>	<u>R B</u>	<u>実用化試験局</u>	<u>D V T</u>
<u>海岸局</u>	<u>F C</u>	<u>海岸地球局</u>	<u>T I</u>	<u>気象援助局</u>	<u>S M</u>
<u>航空局</u>	<u>F A</u>	<u>航空地球局</u>	<u>T B</u>	<u>標準周波数局</u>	<u>S S</u>
<u>基地局</u>	<u>F B</u>	<u>携帯基地地球局</u>	<u>T Y P</u>	<u>特別業務の局</u>	<u>S P</u>
<u>携帯基地局</u>	<u>F P</u>	<u>地球局</u>	<u>T C</u>		

<u>基幹放送試験局</u>					
<u>特定地上基幹放送試験局</u>	<u>B E</u>	<u>無線標識局</u>	<u>R B</u>	<u>実験試験局</u>	<u>E X</u>
<u>海岸局</u>	<u>F C</u>	<u>海岸地球局</u>	<u>T I</u>	<u>実用化試験局</u>	<u>D V T</u>
<u>航空局</u>	<u>F A</u>	<u>航空地球局</u>	<u>T B</u>	<u>気象援助局</u>	<u>S M</u>
<u>基地局</u>	<u>F B</u>	<u>携帯基地地球局</u>	<u>T Y P</u>	<u>標準周波数局</u>	<u>S S</u>
<u>携帯基地局</u>	<u>F P</u>	<u>地球局</u>	<u>T C</u>	<u>特別業務の局</u>	<u>S P</u>
<u>無線呼出局</u>	<u>R P</u>				

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年四月二日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の電波法施行規則第七条第二号の二の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間に免許する地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）の免許の有効期間は平成二十五年三月三十一日までとする。



2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
一 (略)	(略)	(略)
二 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局	別表第二号第2	別表第二号の二第2
三～十五 (略)	(略)	(略)

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

区分	書類
一 基幹放送局、地上一般放送局、標準周波数局、特	無線局事

2 (同上)

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
一 (同上)	(同上)	(同上)
二 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局	(同上)	(同上)
三～十五 (同上)	(同上)	(同上)

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 (同上)

区分	書類
一 基幹放送局、標準周波数局、特別業務の局、固定	(同上)

別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）に限る。）及び気象援助局	項書及び 工事設計 書の写し 一通
二 (略)	(略)

2 (略)

(空中線電力の指定)

第十条の三 法第八条第一項第四号の空中線電力の指定は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり行うものとする。

区分	空中線電力
一～六 (略)	(略)
七 地上一般放送局及び 特定実験試験局	当該無線局が送信に際して使用できる最大の値の空中線電力（実効輻射電力又は等価等方輻射電力を併せて指定する。）
八 (略)	(略)

局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）に限る。）及び気象援助局	
二 (同上)	(同上)

2 (同上)

(空中線電力の指定)

第十条の三 (同上)

区分	空中線電力
一～六 (同上)	(同上)
七 特定実験試験局	(同上)
八 (同上)	(同上)

(再免許の申請)

第十六条 再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。

一〜五 (略)

六 将来の業務計画等(電気通信業務用無線局(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局(エリア放送(放送法施行規則第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。))を行う地上一般放送局を除く。))をいう。以下同じ。))及び陸上移動中継局(専用陸上移動中継局(基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。))を除く。))に限る。)

七〜十 (略)

2〜5 (略)

(申請の期間)

第十七条 再免許の申請は、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。))にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上一年を超えない期間、地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。))及び特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期

(再免許の申請)

第十六条 (同上)

一〜五 (同上)

六 将来の業務計画等(電気通信業務用無線局(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局をいう。以下同じ。))及び陸上移動中継局(専用陸上移動中継局(基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。))を除く。))に限る。)

七〜十 (同上)

2〜5 (同上)

(申請の期間)

第十七条 再免許の申請は、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。))にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上一年を超えない期間、特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以内である無線局については、その有効期間満了前一箇月までに行うこと

間が一年以内である無線局（地上一般放送局を除く。）については、その有効期間満了前一月までに行うことができる。

ことができる。

2 (略)

2 (同上)

別表第二号第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号第1 (同上)

1～6 (略)

1～6 (同上)

注1～26 (略)

注1～26 (同上)

27 (略)

27 (同上)

表 (略)

表 (同上)

(1)～(3) (略)

(1)～(3) (同上)

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

(4) (同上)

	氏名 又は 名称	総議 決権 に対 する 比率	(A)が基幹放送事業者 の10分の1を <u>超える</u> 議 決権を有する場合、当 該事業者の名称	備考
10分の1を超 える議決権を 有する者 (A)		%		
うち(A)の 有する議決		%		

	氏名 又は 名称	総議 決権 に対 する 比率	(A)が基幹放送事業者 の10分の1を <u>超えるの</u> 議決権を有する場合、 当該事業者の名称	備考
10分の1を超 える議決権を 有する者 (A)		%		
うち(A)の 有する議決		%		

権と計算される議決権を有する者 (B)				
------------------------	--	--	--	--

(注1)～(注4) (略)

(5)～(18) (略)

28 (略)

29 29の欄の記載は、次によること。

(1) 都道府県—市区町村コードの欄は、放送区域（下記注30の(3)のアの(イ)の周波数によるものとする。）が一都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶ場合は都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶ場合は市、区、町又は村を単位に、都道府県コードを記載すること。この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満（ただし、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第二章に規定するデジタル放送（以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。）を行う基幹放送局の場合は10ワット未満。注31において同じ。）であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

(2) (略)

30～36 (略)

別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無

権と計算される議決権を有する者 (B)				
------------------------	--	--	--	--

(注1)～(注4) (同上)

(5)～(18) (同上)

28 (同上)

29 (同上)

(1) 都道府県—市区町村コードの欄は、放送区域（下記注26の(3)のアの(イ)の周波数によるものとする。）が一都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶ場合は都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶ場合は市、区、町又は村を単位に、都道府県コードを記載すること。この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満（ただし、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第二章に規定するデジタル放送（以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。）を行う基幹放送局の場合は10ワット未満。注31において同じ。）であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

(2) (同上)

30～36 (同上)

別表第二号第2 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移



線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（略）

1～3 （略）

注1～24 （略）

25 24の欄の記載は、次によること。

(1)～(8) （略）

(9) エリア放送を行う地上一般放送局にあつては、「エリア放送の業務区域は別添のとおり。」と記載し、エリア放送の業務区域を記載した地図を添付すること。また、地上基幹放送（中波放送、短波放送及び超短波放送を除く。）の受信を目的とする受信設備に混信又は障害を与えないことが確認できる書類を添付すること。

(10) （略）

26～29 （略）

別表第二号の二第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実

動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）

（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（同上）

1～3 （同上）

注1～24 （同上）

25 （同上）

(1)～(8) （同上）

(9) （同上）

26～29 （同上）

別表第二号の二第2 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設

験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（略）

1・2 （略）

注1～21 （略）

22 21の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

(1)～(4) （略）

(5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、地上一般放送局及び特定実験試験局に限り記載することとし、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「最大ERP 1W」又は「最大EIRP 1W」のように記載すること。

(6) （略）

23～28 （略）

別表第四号 無線局免許承継申請書の様式（第20条の3の2関係）

第1 申請書

無線局免許承継申請書

（略）

記

1～8 （略）

9 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

計書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（同上）

1・2 （同上）

注1～21 （同上）

22 （同上）

(1)～(4) （略）

(5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、特定実験試験局に限り記載することとし、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「最大ERP 1W」又は「最大EIRP 1W」のように記載すること。

(6) （同上）

23～28 （同上）

別表第四号 無線局免許承継申請書の様式（第20条の3の2関係）

第1 申請書

無線局免許承継申請書

（同上）

記

1～8 （同上）

10 (略)  
第2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年四月二日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の無線局免許手続規則第十七条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間においては、地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下同じ。）の再免許の申請は、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前一箇月以上二箇月を超えない期間において行わなければならないものとする。

9 (同上)  
第2 (同上)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 地上基幹放送局及び地上一般放送局の運用（<u>第百三十八條―第百三十九條の三</u>）</p> <p>第六章～第十章（略）</p> <p><u>第五章 地上基幹放送局及び地上一般放送局の運用</u></p> <p>（呼出符号等の放送）</p> <p><u>第百三十八條 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、放送の開始及び終了に際しては、自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う地上基幹放送局にあつては、周波数及び送信方向を、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局及びエリア放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）<u>第百四十二條第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。</u>）を行う地上一般放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて）を放送しなければならない。ただし、これを放送することが困難であるか又は不合理である地上基幹放送局若しくは地上一般放送局であつて、別に告示するものについては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>地上基幹放送局及び地上一般放送局は、放送している時間中は、毎時一回以上自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う地上基幹放送局にあつては、周波数及び送信方向を、テレビジョン</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（同上）</p> <p>第五章 <u>地上基幹放送局の運用（第百三十八條―第百三十九條の二）</u></p> <p>第六章～第十章（同上）</p> <p><u>第五章 地上基幹放送局の運用</u></p> <p>（呼出符号等の放送）</p> <p><u>第百三十八條 地上基幹放送局は、放送の開始及び終了に際しては、自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う地上基幹放送局にあつては、周波数及び送信方向を、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて）を放送しなければならない。ただし、これを放送することが困難であるか又は不合理である地上基幹放送局であつて、別に告示するものについては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>地上基幹放送局は、放送している時間中は、毎時一回以上自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う地上基幹放送局にあつては、周波数及び送信方向を、テレビジョン放送を行う地上基幹</u></p>

放送を行う地上基幹放送局及びエリア放送を行う地上一般放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて)を放送しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する地上基幹放送局若しくは地上一般放送局の場合又は放送の効果を妨げるおそれがある場合は、この限りでない。

- 3 前項の場合において地上基幹放送局及び地上一般放送局は、国際放送を行う場合を除くほか、自局であることを容易に識別することができる方法をもつて自局の呼出符号又は呼出名称に代えることができる。

(緊急警報信号の使用)

第百三十八条の二 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送することができる。

表 (略)

- 2 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、前項に規定する緊急警報信号を前置して放送したときは、速やかに終了信号を送らなければならない。

- 3 (略)

(地域符号の使用区分)

放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて)を放送しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する地上基幹放送局の場合又は放送の効果を妨げるおそれがある場合は、この限りでない。

- 3 前項の場合において地上基幹放送局は、国際放送を行う場合を除くほか、自局であることを容易に識別することができる方法をもつて自局の呼出符号又は呼出名称に代えることができる。

(緊急警報信号の使用)

第百三十八条の二 地上基幹放送局は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送することができる。

表 (同上)

- 2 地上基幹放送局は、前項に規定する緊急警報信号を前置して放送したときは、速やかに終了信号を送らなければならない。

- 3 (同上)

(地域符号の使用区分)

第百三十八条の三 緊急警報信号に使用する地域符号（緊急警報信号の受信地域を一定の地域とするための符号をいう。）の使用区分は、次の表のとおりとする。

表（略）

注一 地域共通符号は、緊急警報信号の受信地域を地上基幹放送局の放送区域及び地上一般放送局の業務区域の全域とするための符号で、全国共通のものとする。

注二・三（略）

（試験電波の発射）

第百三十九条 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によつて聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後でなければその電波を発射してはならない。

2 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、前項の電波を発射したときは、その電波の発射の直後及びその発射中十分ごとを標準として、試験電波である旨及び「こちらは（外国語を使用する場合は、これに相当する語）」を前置した自局の呼出符号又は呼出名称（テレビジョン放送を行う地上基幹放送局及びエリア放送を行う地上一般放送局は、呼出符号又は呼出名称を表わす文字による視覚の手段をあわせて）を放送しなければならない。

3 地上基幹放送局及び地上一般放送局が試験又は調整のために送信する音響又は映像は、当該試験又は調整のために必要な範囲内のものでなければならない。

第百三十八条の三 緊急警報信号に使用する地域符号（緊急警報信号の受信地域を一定の地域とするための符号をいう。）の使用区分は、次の表のとおりとする。

表（同上）

注一 地域共通符号は、緊急警報信号の受信地域を地上基幹放送局の放送区域の全域とするための符号で、全国共通のものとする。

注二・三（同上）

（試験電波の発射）

第百三十九条 地上基幹放送局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によつて聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後でなければその電波を発射してはならない。

2 地上基幹放送局は、前項の電波を発射したときは、その電波の発射の直後及びその発射中十分ごとを標準として、試験電波である旨及び「こちらは（外国語を使用する場合は、これに相当する語）」を前置した自局の呼出符号又は呼出名称（テレビジョン放送を行う地上基幹放送局は、呼出符号又は呼出名称を表わす文字による視覚の手段をあわせて）を放送しなければならない。

3 地上基幹放送局が試験又は調整のために送信する音響又は映像は、当該試験又は調整のために必要な範囲内のものでなければならない。

4 地上基幹放送局及び地上一般放送局において試験電波を発射するときは、第十四条第一項の規定にかかわらずレコード又は低周波発振器による音声出力によつてその電波を変調することができる。

(受信機の機能確認のための緊急警報信号の使用)

第百三十九条の二 地上基幹放送局及び地上一般放送局は、受信者が待受状態にある受信機の機能確認をすることができるようにするため必要があると認めるときは、第百三十八条の二第三項の規定にかかわらず、試験信号として終了信号を送ることができる。

2 (略)

(混信の防止)

第百三十九条の三 エリア放送を行う地上一般放送局にあつては、自局の発射する電波が他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与え、又は与えるおそれがあるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。

附 則

この省令は、平成二十四年四月二日から施行する。

4 地上基幹放送局において試験電波を発射するときは、第十四条第一項の規定にかかわらずレコード又は低周波発振器による音声出力によつてその電波を変調することができる。

(受信機の機能確認のための緊急警報信号の使用)

第百三十九条の二 地上基幹放送局は、受信者が待受状態にある受信機の機能確認をすることができるようにするため必要があると認めるときは、第百三十八条の二第三項の規定にかかわらず、試験信号として終了信号を送ることができる。

2 (同上)

改 正 案	現 行																						
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 （略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第二節の十一 （略）</p> <p>第二節の十二 <u>番組素材中継を行う無線局等の無線設備（第三十七條の二十七の二十一～第三十七條の二十七の二十三）</u></p> <p>第二節の十三 <u>エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備（第三十七條の二十七の二十四・第三十七條の二十七の二十五）</u></p> <p>第三節～第九節 （略）</p> <p>第五章 （略）</p> <p>（空中線電力の許容偏差）</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">送信設備</th> <th colspan="2">許容偏差</th> </tr> <tr> <th>上限（パーセント）</th> <th>下限（パーセント）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一・二 （略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>二の二 四七〇MHzを超え七七〇</td> <td style="text-align: center;">二〇</td> <td style="text-align: center;">二〇</td> </tr> </tbody> </table>	送信設備	許容偏差		上限（パーセント）	下限（パーセント）	一・二 （略）	（略）	（略）	二の二 四七〇MHzを超え七七〇	二〇	二〇	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 （同上）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第二節の十一 （同上）</p> <p>第二節の十二 <u>番組素材中継を行う無線局等の無線設備（第三十七條の二十七の二十一～第三十七條の二十七の二十三）</u></p> <p>第三節～第九節 （同上）</p> <p>第五章 （同上）</p> <p>（空中線電力の許容偏差）</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">送信設備</th> <th colspan="2">許容偏差</th> </tr> <tr> <th>上限（パーセント）</th> <th>下限（パーセント）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一・二 （同上）</td> <td>（同上）</td> <td>（同上）</td> </tr> <tr> <td>二の二 四七〇MHzを超え七七〇</td> <td style="text-align: center;">二〇</td> <td style="text-align: center;">二〇</td> </tr> </tbody> </table>	送信設備	許容偏差		上限（パーセント）	下限（パーセント）	一・二 （同上）	（同上）	（同上）	二の二 四七〇MHzを超え七七〇	二〇	二〇
送信設備		許容偏差																					
	上限（パーセント）	下限（パーセント）																					
一・二 （略）	（略）	（略）																					
二の二 四七〇MHzを超え七七〇	二〇	二〇																					
送信設備	許容偏差																						
	上限（パーセント）	下限（パーセント）																					
一・二 （同上）	（同上）	（同上）																					
二の二 四七〇MHzを超え七七〇	二〇	二〇																					



<p>1の3 四七〇 MHz を超え七一〇 MHz 以下の周波数の 電波を使用する エリア放送を行 う地上一般放送 局の送信設備</p>	<p>MHz以下の周波数の電波を使用す るテレビジョン放送のうちデジ タル放送を行う地上基幹放送局 であつて、空中線電力が〇・五 ワット以下の送信設備（複数波 同時増幅器を使用する場合に限 る。）</p>		
	<p>占有周波数 帯幅が五・ 七 MHzのもの</p>	10	10
	<p>占有周波数 帯幅が四六 八 kHzのもの であつて、 空中線電力 が一三分の 五〇ミリワ ット以下の もの</p>	10	50
	<p>占有周波数 帯幅が四六 八 kHzのもの であつて、 空中線電力 が一三分の</p>	10	10

<p>MHz以下の周波数の電波を使用す るテレビジョン放送のうちデジ タル放送を行う地上基幹放送局 であつて、空中線電力が〇・五 ワット以下の送信設備（複数波 同時増幅器を使用する場合に限 る。）</p>		

三十九 (略)	五〇ミリワットを超えるもの	(略)	(略)
---------	---------------	-----	-----

2・3 (略)

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第二十七条〜第三十七条の二十七の二十三 (略)

第二節の十三 エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備

(適用の範囲)

第三十七条の二十七の二十四 この節の規定は、テレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備及びデータ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

(変調方式等)

第三十七条の二十七の二十五 送信装置の変調方式は、次の各号に掲げる占有周波数帯幅に応じて、当該各号に掲げる方式であること。

- 一 占有周波数帯幅が五・七MHzのもの 四分のキャリアット差動四相

三十九 (同上)	(同上)	(同上)	(同上)
----------	------	------	------

2・3 (同上)

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第二十七条〜第三十七条の二十七の二十三 (同上)

位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調が行われた信号並びに差動二相位相変調が行われた信号及び二相位相変調が行われた信号により逆高速フーリエ変換を用いて直交周波数分割多重変調する方式

二 占有周波数帯幅が四六八kHzのもの 四相位相変調又は一六値直交振幅変調が行われた信号並びに差動二相位相変調が行われた信号及び二相位相変調が行われた信号により逆高速フーリエ変換を用いて直交周波数分割多重変調する方式

2 逆高速フーリエ変換のサンプル周波数は、六三分の五二二MHzとし、その値から次の各号に掲げる占有周波数帯幅に応じ、当該各号に掲げる値を超える偏差を生じてはならない。

一 占有周波数帯幅が五・七MHzのもの (H)百万分の〇・三

二 占有周波数帯幅が四六八kHzのもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める値

イ 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成する場合 (H)百万分の三・九

ロ 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合であつて空中線電力が二三分の五〇ミリワットを超えるとき (H)百万分の三・九

ハ 複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合であつて空中線電力が二三分の五〇ミリワット以下のとき (H)百万分の一〇

3 搬送波の変調波スペクトルは、別図第四号の八の十八に示す許容値の範囲内になければならない。

4 送信装置の空中線電力は、占有周波数帯幅が五・七MHzのものは

「三〇ミリワット以下、占有周波数帯幅が四六八kHzのものは一〇ミリワット以下でなければならない。」

5 送信空中線の相対利得は、〇デシベル以下でなければならない。ただし、実効輻射電力が相対利得〇デシベルの空中線に前項の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

6 無線設備は、当該無線設備と有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備とを接続する場合は、当該有線電気通信設備からの影響により電気的特性に変更を来すこととならないものでなければならない。

7 無線設備（有線電気通信設備により接続される無線設備にあつては、その各部分）については、一の管体に収められており、かつ、容易に開けることができないものでなければならない。ただし、電源設備、空中線系及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第十一号に規定する番組送出設備については、この限りでない。

8 空中線系は、容易に取り外すことができないものでなければならない。

改正案			現行		
別表第一号（第5条関係） 周波数の許容偏差の表			別表第一号（第5条関係） 周波数の許容偏差の表		
周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz 又はkHzを付したものを 除き百万分率）	周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz 又はkHzを付したものを 除き百万分率）
（略）	（略）	（略）	（同左）	（同左）	（同左）
<u>7 470MHzを超え2,450MHz以下</u>	<u>1 固定局(注20、31、35)</u> <u>(1) 810MHzを超え960MHz以下のもの</u> <u>(2) その他の周波数のもの</u> <u>ア 100W以下のもの</u> <u>イ 100Wを超えるもの</u> <u>2 陸上局及び移動局(3から8までに掲げるものを除く。)(注20、31、34、35、37、38)</u> <u>(1) 810MHzを超え960MHz以下のもの</u> <u>(2) その他の周波数のもの</u> <u>3 簡易無線局(注35)</u> <u>4 特定小電力無線局(注36)</u> <u>5 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局</u> <u>6 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局</u>	<u>1.5</u>    <u>100</u> <u>50</u>          <u>3</u> <u>4</u>  <u>3</u>  <u>10</u>	<u>7 470MHzを超え2,450MHz以下</u>	<u>1 固定局(注20、31、35)</u> <u>(1) 810MHzを超え960MHz以下のもの</u> <u>(2) その他の周波数のもの</u> <u>ア 100W以下のもの</u> <u>イ 100Wを超えるもの</u> <u>2 陸上局及び移動局(3から8までに掲げるものを除く。)(注20、31、34、35、37、38)</u> <u>(1) 810MHzを超え960MHz以下のもの</u> <u>(2) その他の周波数のもの</u> <u>3 簡易無線局(注35)</u> <u>4 特定小電力無線局(注36)</u> <u>5 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局</u> <u>6 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局</u>	<u>1.5</u>    <u>100</u> <u>50</u>          <u>3</u> <u>4</u>  <u>3</u>  <u>10</u>

	<u>7 時分割・直交周波数分割 多元接続方式デジタルコ ードレス電話の無線局</u>	<u>3</u>
	<u>8 小電力データ通信シス テムの無線局</u>	<u>50</u>
	<u>9 無線測位局(注29)</u>	
	<u>(1) 地上DME及び地上 タカンの送信設備</u>	<u>20</u>
	<u>(2) 機上DME及び機上 タカンの送信設備</u>	<u>100kHz</u>
	<u>(3) S S Rの送信設備</u>	
	<u>ア モードS機能を有 するもの</u>	<u>10kHz</u>
	<u>イ その他</u>	<u>200kHz</u>
	<u>(4) A T Cトランスポン ダの送信設備</u>	
	<u>ア モードS機能を有 するもの</u>	<u>1,000kHz</u>
	<u>イ その他</u>	<u>3,000kHz</u>
	<u>(5) 質問信号送信設備</u>	<u>10kHz</u>
	<u>(6) 基準信号送信設備及 びノントランスポンダ</u>	<u>1,000kHz</u>
	<u>(7) その他の無線測位局</u>	<u>500</u>
	<u>10 地上基幹放送局(注21、4 9)</u>	
	<u>(1) テレビジョン放送の うちデジタル放送を行 う地上基幹放送局</u>	<u>1Hz</u>
	<u>(2) その他の地上基幹放 送局</u>	<u>500Hz</u>
	<u>11 地上一般放送局(注53)</u>	<u>1Hz</u>
	<u>12 アマチュア局</u>	<u>500</u>
	<u>13 地球局及び宇宙局(注32 、33、40)</u>	<u>20</u>
(略)	(略)	(略)

	<u>7 時分割・直交周波数分割 多元接続方式デジタルコ ードレス電話の無線局</u>	<u>3</u>
	<u>8 小電力データ通信シス テムの無線局</u>	<u>50</u>
	<u>9 無線測位局(注29)</u>	
	<u>(1) 地上DME及び地上 タカンの送信設備</u>	<u>20</u>
	<u>(2) 機上DME及び機上 タカンの送信設備</u>	<u>100kHz</u>
	<u>(3) S S Rの送信設備</u>	
	<u>ア モードS機能を有 するもの</u>	<u>10kHz</u>
	<u>イ その他</u>	<u>200kHz</u>
	<u>(4) A T Cトランスポン ダの送信設備</u>	
	<u>ア モードS機能を有 するもの</u>	<u>1,000kHz</u>
	<u>イ その他</u>	<u>3,000kHz</u>
	<u>(5) 質問信号送信設備</u>	<u>10kHz</u>
	<u>(6) 基準信号送信設備及 びノントランスポンダ</u>	<u>1,000kHz</u>
	<u>(7) その他の無線測位局</u>	<u>500</u>
	<u>10 地上基幹放送局(注21、4 9)</u>	
	<u>(1) テレビジョン放送の うちデジタル放送を行 う地上基幹放送局</u>	<u>1Hz</u>
	<u>(2) その他の地上基幹放 送局</u>	<u>500Hz</u>
	<u>11 アマチュア局</u>	<u>500</u>
	<u>12 地球局及び宇宙局(注32 、33、40)</u>	<u>20</u>
(同左)	(同左)	(同左)

注 1～52 (略)

53 次に掲げるエリア放送を行う地上一般放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

	複数送信機で単一周波数ネットワークを構成する場合	複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合
占有周波数帯幅が 5.7MHz のもの	電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの $\pm 500\text{Hz}$	1 空中線電力が 50mW を超えるものであつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの $\pm 500\text{Hz}$ 2 空中線電力が 50mW 以下のもの $\pm 20\text{kHz}$
占有周波数帯幅が 468kHz のもの		1 空中線電力が (50/13)mW を超えるものであつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの $\pm 500\text{Hz}$ 2 空中線電力が

注 1～52 (同左)

		<u>(50/13)mW 以下のもの</u> <u>の ±20kHz</u>
--	--	---

別表第二号（第6条関係）

第1～61（略）

第62 エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- |                            |               |
|----------------------------|---------------|
| <u>(1) 13セグメント方式を用いるもの</u> | <u>5.7MHz</u> |
| <u>(2) 1セグメント方式を用いるもの</u>  | <u>468kHz</u> |

別表第三号（第7条関係）

1～4（略）

5 地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1)～(6)（略）

(7) エリア放送を行う地上一般放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

ア 470MHz 以下及び 710MHz を超える帯域

(ア) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

100μW 以下

(イ) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

25μW 以下

イ 470MHz を超え 710MHz 以下の帯域

別表第二号（第6条関係）

第1～61（同左）

別表第三号（第7条関係）

1～4（同左）

5 地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1)～(6)（同左）



別図第四号の八の十八に規定する値を準用する。

ただし、 $f_c+15\text{MHz}$  を超える周波数又は  $f_c-15\text{MHz}$  以下の周波数のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(ア) 占有周波数帯幅が 5.7MHz のもの

0.01nW 以下

(イ) 占有周波数帯幅が 468kHz のもの

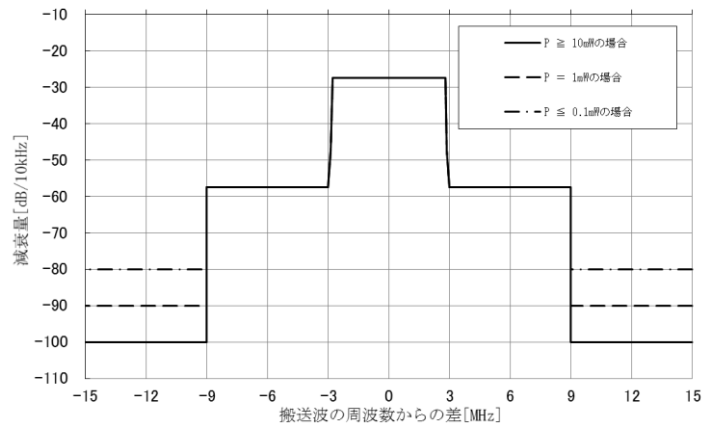
(0.01/13)nW 以下

6～54 (略)

6～54 (同左)

別図第四号の八の十八 搬送波の変調波スペクトル (第 37 条の 27 の 25 第 3 項関係)

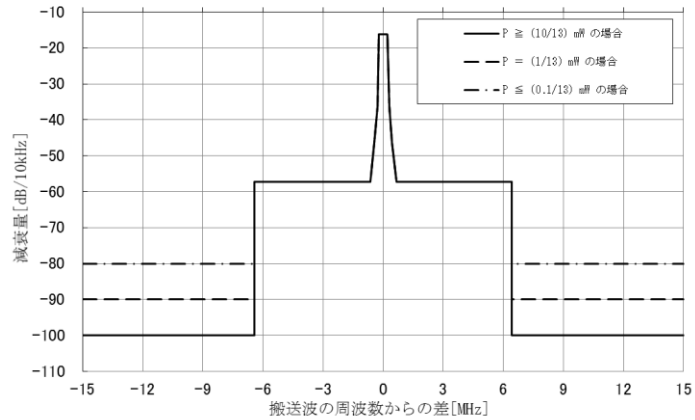
1 占有周波数帯幅が 5.7MHz のもの



搬送波の周波数からの差	平均電力 P からの減衰量			規定の種類
	$P \geq 10\text{mW}$ の場合	$P = 1\text{mW}$ の場合	$P \leq 0.1\text{mW}$ の場合	
$\pm 2.79\text{MHz}$	-27.4dB/10kHz	-27.4dB/10kHz	-27.4dB/10kHz	上限
$\pm 2.86\text{MHz}$	-47.4dB/10kHz	-47.4dB/10kHz	-47.4dB/10kHz	上限
$\pm 3.00\text{MHz}$	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	上限
$\pm 9.00\text{MHz}$	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	-57.4dB/10kHz	上限
$\pm 9.00\text{MHz}$	-100.0dB/10kHz	-90.0dB/10kHz <sup>*1</sup>	-80.0dB/10kHz	上限

\* 1 平均電力 P が 0.1mW を超え 10mW 未満の無線設備にあつては、 $-(90+10\log P)$  dB/10kHz とする。

2 占有周波数帯幅が 468kHz のもの



搬送波の周波数からの差	平均電力 P からの減衰量			規定の種類
	$P \geq (10/13)$ mW の場合	$P = (1/13)$ mW の場合	$P \leq (0.1/13)$ mW の場合	
$\pm 0.22$ MHz	-16.3 dB/10kHz	-16.3 dB/10kHz	-16.3 dB/10kHz	上限
$\pm 0.29$ MHz	-36.3 dB/10kHz	-36.3 dB/10kHz	-36.3 dB/10kHz	上限
$\pm 0.43$ MHz	-46.3 dB/10kHz	-46.3 dB/10kHz	-46.3 dB/10kHz	上限
$\pm 0.65$ MHz	-57.3 dB/10kHz	-57.3 dB/10kHz	-57.3 dB/10kHz	上限
$\pm 6.43$ MHz	-57.3 dB/10kHz	-57.3 dB/10kHz	-57.3 dB/10kHz	上限
$\pm 6.43$ MHz	-100.0 dB/10kHz	-90.0 dB/10kHz*2	-80.0 dB/10kHz	上限

\* 2 平均電力 P が  $(0.1/13)$  mW を超え  $(10/13)$  mW 未満の無線設備にあつては、 $-(90+10\log(13P))$  dB/10kHz とする。

改正案

現行

(特定無線設備等)  
 第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。  
 一 五十七の二 (略)  
~~五十七の三 設備規則第三十七条の二十七の二十四及び第三十七条の二十七の二十五においてその無線設備の条件が定められているエリア放送を行う地上一般放送局に使用するための無線設備~~  
 五十八 六十四 (略)  
 2 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)  
 一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。  
 (3)(1)・(2) (略)  
 (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。  
 ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

装	一 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別			
			(略)	第二条	第二条第	第二条

(特定無線設備等)  
 第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。  
 一 五十七の二 (同上)  
 五十八 六十四 (同上)  
 2 (同上)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)  
 一 (同上)  
 (3)(1)・(2) (同上)  
 (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。  
 ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

装	一 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別			
			(同)	第二条	第二条	(同)

置 装		信 送	置 装		信 送	置 装	
搬 送 波 電 力	低 周 波 発 振 器 ス ペ ク ト ル 分 析 器	( 略 )	特 性	低 周 波 発 振 器 直 線 検 波 器	( 略 )	変 調 度	低 周 波 発 振 器 直 線 検 波 器 又 は 変 調 度 計
周 波 数 偏 移 又 は 周 波 数 偏 位 又 は	低 周 波 発 振 器 直 線 検 波 器 又 は	( 略 )	比 吸 収 率	比 吸 収 率 測 定 装 置	( 略 )	空 中 線 電 力	電 力 計 、 電 界 強 度 測 定 器 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器
射 の 強 度	ス プ リ ア ス 発 射 又 は 不 要 発 射	( 略 )	射 の 強 度	ス プ リ ア ス 電 力 計 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	( 略 )	占 有 周 波 数 帯 幅	疑 似 音 声 発 生 器 又 は 疑 似 信 号 発 生 器 バ ン ド メ ー タ 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器
周 波 数	周 波 数 計 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	( 略 )	周 波 数	周 波 数 計 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	( 略 )	線 設 備	二 の 無 線 設 備
							第 一 項 第 五 十 七 号 の 三 の 無 線 設 備
							一 項 第 五 十 七 号 の 八 号 の 無 線 設 備
							第 一 項 第 五 十 八 号 の 無 線 設 備

置 装		信 送	置 装		信 送	置 装	
搬 送 波 電 力	低 周 波 発 振 器 ス ペ ク ト ル 分 析 器	( 略 )	特 性	低 周 波 発 振 器 直 線 検 波 器	( 略 )	変 調 度	低 周 波 発 振 器 直 線 検 波 器 又 は 変 調 度 計
周 波 数 偏 移 又 は 周 波 数 偏 位 又 は	低 周 波 発 振 器 直 線 検 波 器 又 は	( 略 )	比 吸 収 率	比 吸 収 率 測 定 装 置	( 略 )	空 中 線 電 力	電 力 計 、 電 界 強 度 測 定 器 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器
射 の 強 度	ス プ リ ア ス 発 射 又 は 不 要 発 射	( 略 )	射 の 強 度	ス プ リ ア ス 電 力 計 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	( 略 )	占 有 周 波 数 帯 幅	疑 似 音 声 発 生 器 又 は 疑 似 信 号 発 生 器 バ ン ド メ ー タ 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器
周 波 数	周 波 数 計 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	( 略 )	周 波 数	周 波 数 計 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	( 略 )	線 設 備	二 の 無 線 設 備
							第 一 項 第 五 十 七 号 の 三 の 無 線 設 備
							一 項 第 五 十 七 号 の 八 号 の 無 線 設 備
							第 一 項 第 五 十 八 号 の 無 線 設 備



	レベル計						
スプリアス・レスポ ンス	標準信号発生器 レベル計又は 歪率雑音計	(略)				(略)	
隣接チャネル 選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又は オシロスコープ	(略)				(略)	
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)				(略)	
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は 歪率雑音計	(略)				(略)	
局部発振器の 周波数変動	周波数計	(略)				(略)	
ダイエンフアシス 特性	低周波発振器 直線検波器	(略)				(略)	
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)				(略)	

注 1 ～ 21 (略)  
イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号の二、第十一号、第十一号の二(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五(符

	レベル計						
スプリアス・レスポ ンス	標準信号発生器 レベル計又は 歪率雑音計	(同上)				(同上)	
隣接チャネル 選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又は オシロスコープ	(同上)				(同上)	
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(同上)				(同上)	
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は 歪率雑音計	(同上)				(同上)	
局部発振器の 周波数変動	周波数計	(同上)				(同上)	
ダイエンフアシス 特性	低周波発振器 直線検波器	(同上)				(同上)	
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(同上)				(同上)	

注 1 ～ 21 (同上)  
イ (同上)

ウ 申込設備が第二条第一項第二号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号の二、第十一号、第十一号の二(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五(符

号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の六(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二又は第五十七号の三である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ

号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の六(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号又は第五十七号の二である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第

(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからずまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

11・三 (略)

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

様式 (略)

注1～10 (略)

注11 6の欄は、次によること。

(1)～(4) (略)

(5) エリア放送を行う地上一般放送局に使用するための無線設備については、空中線指向図を添付すること。

注12 (略)

第二～第六 (略)

様式 (略)

別表第三号～第六号 (略)

様式第1号～第6号 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

様式 (略)

一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第二項第六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからずまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

11・三 (同左)

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

様式 (同左)

注1～10 (同左)

注11 6の欄は、次によること。

(1)～(4) (同左)

注12 (同左)

第二～第六 (同左)

様式 (同左)

別表第三号～第六号 (同左)

様式第1号～第6号 (同左)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)  
(同左)

様式 (同左)

注1～3 (同左)



注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
第2条第1項第1号の4に掲げる無線設備	M又はN
(途中省略)	:
第2条第1項第57号に掲げる無線設備	O V
第2条第1項第57号の2に掲げる無線設備	<u>U U</u>
第2条第1項第57号の3に掲げる無線設備	<u>D S</u>
第2条第1項第58号に掲げる無線設備	R U
第2条第1項第59号に掲げる無線設備	S U
第2条第1項第60号に掲げる無線設備	T U
第2条第1項第61号に掲げる無線設備	Z U
第2条第1項第62号に掲げる無線設備	C T
第2条第1項第63号に掲げる無線設備	W T
第2条第1項第64号に掲げる無線設備	X T

5 (略)

様式第8号～第14号 (略)

4 (同左)

特定無線設備の種別	記号
第2条第1項第1号の4に掲げる無線設備	M又はN
(途中省略)	:
第2条第1項第57号に掲げる無線設備	O V
第2条第1項第57号の2に掲げる無線設備	<u>U U</u>
第2条第1項第58号に掲げる無線設備	R U
第2条第1項第59号に掲げる無線設備	S U
第2条第1項第60号に掲げる無線設備	T U
第2条第1項第61号に掲げる無線設備	Z U
第2条第1項第62号に掲げる無線設備	C T
第2条第1項第63号に掲げる無線設備	W T
第2条第1項第64号に掲げる無線設備	X T

5 (同左)

様式第8号～第14号 (同左)

改正案

現行

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目(第十九条第一項関係)

第一・第二 (略)

第三 無線設備

一 (略)

二 電気的特性の点検

無線局の種別及び無線設備名		点検の項目	備考
航空機局	(略)	(略)	(略)
船舶局	(略)	(略)	(略)
船舶地球局及び航空機地球局		(略)	(略)
地上基幹放送局		一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射 又は不要発射の強度 四 空中線電力 五 総合周波数特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四について は、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む(衛星補助放送を行う無線局を除く)。</li> <li>・ 五について は、演奏所を有する(演奏</li> </ul>

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目(第十九条第一項関係)

第一・第二 (同上)

第三 無線設備

一 (同上)

二 電気的特性の点検

無線局の種別及び無線設備名		点検の項目	備考
航空機局	(同上)	(同上)	(同上)
船舶局	(同上)	(同上)	(同上)
船舶地球局及び航空機地球局		(同上)	(同上)
地上基幹放送局		一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射 又は不要発射の強度 四 空中線電力 五 総合周波数特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四について は、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む(衛星補助放送を行う無線局を除く)。</li> <li>・ 五について は、演奏所を有する(演奏</li> </ul>

地上一般放送局	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射 度 又は不要発射の強 度 四 空中線電力 五 隣接チャンネル 漏えい電力	所と直結す るものを含 む。地上基 幹放送局(テ レビジョン 放送(デジタ ル放送に限 る。)及びマ ルチメディア 放送を行 う地上基幹 放送局を除 く。)に限る。
アマチュア局	(略)	(略)
その他の無線局	(略)	(略)

注 1 ～ 3 (略)

三 (略)

地上一般放送局		所と直結す るものを含 む。地上基 幹放送局(テ レビジョン 放送(デジタ ル放送に限 る。)及びマ ルチメディア 放送を行 う地上基幹 放送局を除 く。)に限る。
アマチュア局	(同上)	(同上)
その他の無線局	(同上)	(同上)

注 1 ～ 3 (同上)

三 (同上)